

相談支援事業所はひと 重要事項説明書
(自立生活援助)

1 自立生活援助サービスを提供する事業者について

法人の名称	社会福祉法人チハヤ会
法人の所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609番地
法人の電話番号	0277-76-2335
法人のFAX番号	0277-76-9423
法人のE-mail	chihaya@asc.ne.jp
代表者名	理事長 田村尚道
法人設立年月	昭和41年3月8日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業の所在地等

事業所名称	相談支援事業所はひと
サービスの主たる対象者	知的障害者、精神障害者、身体障害者、難病等対象者
みどり市指定事業所番号	自立生活援助 1011200449号(令和2年4月1日指定)
管理者	石戸悦史
サービス管理責任者	石戸悦史
事業所所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609番地
連絡先相談担当者名	連絡先電話：0277-76-2335 ファックス番号：0277-76-9423 相談担当者：石戸悦史
事業所の通常の事業実施地域	みどり市、桐生市
事業所が行なう他の指定障害福祉サービス	指定特定・一般相談支援事業所 1031200213号(平成24年4月1日指定) 指定障害児相談支援事業所 1071200073号(平成27年4月1日指定)

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	社会福祉法人チハヤ会が設置する相談支援事業所は一と（以下、「事業所」という。）が行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立生活援助の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、利用者に対し、適正な指定自立生活援助を提供することを目的とする。
運営方針	指定自立生活援助支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行うものとする。

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	午前9時から午後5時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）
サービス提供時間	午前9時から午後5時

3 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

職種	職務内容
管理者	管理者は、職員の管理、指定自立生活援助の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定自立生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。
サービス管理責任者	<p>(1) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。</p> <p>(2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定自立生活援助以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立生活援助の目標及びその達成時期、指定自立生活援助を提供する上での留意事項等を記載した自立生活援助計画の原案を作成します。</p> <p>(3) 自立生活援助計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した自立生活援助計画を記載した書面を利用者に交付します。</p>

	<p>(4) 自立生活援助計画作成後、自立生活援助計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、自立生活援助計画の見直しを行い、必要に応じて自立生活援助計画を変更します。</p> <p>(5) 利用申込者の利用に際し、障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握します。</p> <p>(6) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行います。</p> <p>(7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。</p>
地域生活支援員	地域生活支援員は、定期的な巡回又は随時の通報受けて行う訪問、利用者からの相談対応その他の必要な支援を行う。

(2) 職員配置

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者			1				
サービス管理責任者			1				
地域生活支援員			1				

(3) 勤務体系

職種	勤務体系
管理者	月曜～金曜 8：30～17：30
サービス管理責任者	月曜～金曜 8：30～17：30
地域生活支援員	月曜～金曜 8：30～17：30

4 提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
自立生活援助計画作成	利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した自立生活援助計画を作成します。
定期的な訪問による支援	おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者地域における自立した日常生活又は社会生活を営むための必要な援助を行います。

随時の通報による支援	利用者からの通報があった場合の、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握
関係機関との連絡調整	前号の状況把握を踏まえ、利用者の家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を講じます。
常時の連絡体制の確保	利用者の心身の容共及び障害の特性に応じ、適切な方法により、利用者との常時の連絡体制を確保します。

(2) サービス料金

お支払いいただく利用料は下記の通りです。(1単位は10円、負担額は利用料の1割。)

自立生活援助サービス費 (別紙にて)

5 その他の費用について

内 容	料 金
通常の事業の実施地域を越えて行う訪問支援に要する交通費(事業者の自動車を使用した場合)	1km当たり20円

6 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月10日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の15日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)現金支払い (イ)事業者指定口座への振り込み 群馬銀行 笠懸支店 (普) 0476513 社会福祉法人チハヤ会 理事長 田村尚道</p> <p>お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p> <p>また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。</p>
------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

7 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 自立生活援助計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら「自立生活援助計画」を作成します。作成した「自立生活援助計画」については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いします。

(3) 自立生活援助計画の変更等

「自立生活援助計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：石戸悦史
-------------	----------

② 成年後見制度の利用を支援します。

③ 苦情解決体制を整備しています。

④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>○事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>○また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後もにおいても継続します。</p> <p>○事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後もにおいても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
②個人情報の保護について	<p>○事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。</p> <p>○事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>○事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

① サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

② 上記以外の緊急時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、利用者の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 0277-76-2335（対応可能時間 9:00～17:00）

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する自立生活援助の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

市町村	市 町 村 名	みどり市
	担 当 部 ・ 課 名	社会福祉課 障害福祉係
	電 話 番 号	0277-76-0975

また、利用者に対する自立生活援助の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 保険名 介護保険・社会福祉事業者総合保険
 保障の概要 傷害・財物賠償補償、情報漏洩賠償責任保障

12 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定自立生活援助に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員 氏名・連絡先	久保塚義之	0277-76-4111
	岩崎 満	0277-76-2015
	大澤はるみ	0277-76-7711

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 相談支援専門員：須賀智子 ・ご利用時間 月～金曜日 9：00～17：00 ・電話番号 0277-76-2335
【市町村の窓口】 (利用者の居宅がある市町村の障害福祉サービス担当部署の名称)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 みどり市笠懸町鹿2952 ・電話番号 0277-76-2111 ・受付時間 8：30～17：15
【公的団体の窓口】 群馬県運営適正化委員会(群馬県社会福祉協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・所在地 前橋市新前橋町13-12 ・電話番号 027-255-6669 ・受付時間 月～金曜日 9：00～17：00

13 心身の状況の把握

指定自立生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 連絡調整に対する協力

自立生活援助事業者は、指定自立生活援助の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

15 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定自立生活援助の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健

医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

16 サービス提供の記録

- ①指定自立生活援助の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容、実績時間数及び利用者負担額等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。
- ②指定自立生活援助の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、利用者の確認を受けます。
- ③これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

17 指定自立生活援助サービス内容の見積もりについて

契約に際して、利用者のサービス内容に応じた見積もり(契約書別紙)を作成します。

18 事業継続計画について

事業継続計画(BCP)の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して共同生活援助支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施していきます。

19 衛生管理について

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行います。また研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めていきます。

20 その他

当事業所は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり実施しています。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上

21 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

22 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、当事業所は、サービスの提供にあたり、本書面のとおり重要事項について説明を行い、同意を得て交付いたしました。

事業者	所在地	群馬県みどり市笠懸町鹿3609	
	法人名	社会福祉法人チハヤ会	
	代表者名	田村 尚道	印
	事業所名	相談支援事業所は一と	
	説明者氏名	須賀 智子	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所		
	氏名		印

親権者 後見人	住所		
	氏名		印